

9(参考資料2) 水産エコラベル

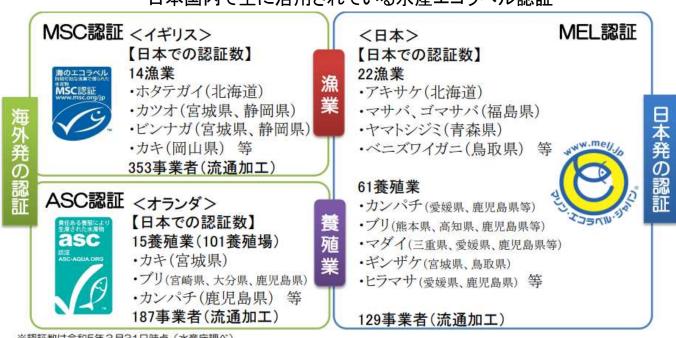
●水産エコラベルとは

生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるよう商品にラベルを表示するスキームのこと。1995年に、FAO(国連食糧農業機関)総会で「責任ある漁業のための行動規範」が採択され、その具体策として水産エコラベルの取組が始まりました。

●国際的な動きと国内の動き

欧米の流通業者を中心に、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産エコラベル商品を選択的に仕入れる動きが高まっており、日本でもこれに賛同する企業が増えてきています。国内の生産現場では、この動きに呼応する形で水産エコラベルの取得が進んでいます。「広島かき」の持続的な養殖を推進するためには、水産エコラベルの取得をめざす必要があります。

日本国内で主に活用されている水産エコラベル認証



※認証数は令和5年3月31日時点(水産庁調べ)

引用:水産エコラベルをめぐる状況について(令和5年4月水産庁)

●日本発の国際的にも通用する水産エコラベル



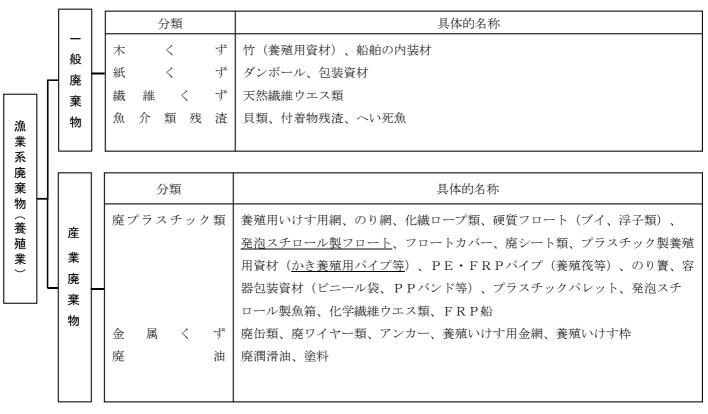
マリン・エコラベル・ジャパン(MEL)は、一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会がスキームオーナーとして策定・運営する、我が国の資源管理の実態等を踏まえた規格・認証スキームです。

MELは海面漁業及び内水面漁業、養殖業に関するFAOの水産エコラベルガイドラインに沿って、日本の特長を踏まえた水産エコラベルスキームの要求事項を定め、GSSIからの承認を取得しており、国際的にも通用する水産エコラベルとなっています。広島県のかき養殖では令和3年11月に、地御前漁業協同組合がMEL認証を取得しました。

10 (参考資料3) 養殖業における漁業系廃棄物の種類(例)

漁業系廃棄物には、一般廃棄物と産業廃棄物があります。

漁業生産活動に伴って生じた漁業系廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理する義務があります。

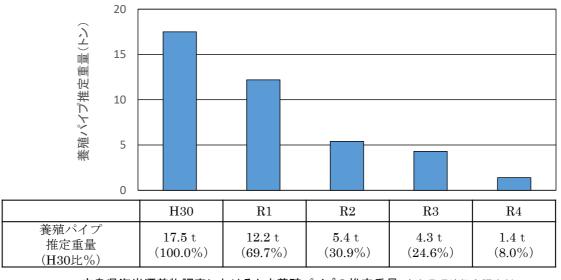


(注)漁業系廃棄物処理ガイドライン(改訂)(令和2年、環境省)から引用

11(参考資料4) 養殖資材流出防止対策

令和元年9月に広島県の全てのかき生産者が作成した「かき養殖資材流出防止計画」に基づき、資材流出対策への取り組みを、これまで以上に強化しています。特に、重点的に取り組んだ養殖パイプについては、広島県海岸漂着物実態調査結果において、令和4年度には平成30年度比で8.0%まで減少しています。

この取り組みを継続・強化することで、養殖資材を流出させない、環境にやさしいかき養殖を目指していくことが重要です。



広島県海岸漂着物調査におけるかき養殖パイプの推定重量(広島県環境保全課資料から引用)